

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 8



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い) 1
○鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い) 3
訓 令	
○鹿児島県公印規程及び鹿児島県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (※)	(学事法制課取扱い) 3
○鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令 (※)	(危機管理課取扱い) 4
○鹿児島県訓令の読点の表記を改める規程 (※)	(管財課取扱い) 4
告 示	
○非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※)	(人事課取扱い) 4
○会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額の一部改正 (※)	(人事課取扱い) 4
○駐在機関の廃止 (※)	(人事課取扱い) 5
○駐在機関の設置 (2 件) (※)	(人事課取扱い) 5
	(医師・看護人材課取扱い) 6

## 規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第34号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則 (昭和32年鹿児島県規則第71号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 66 の項を削り、同表 65 の項中「果樹・花き部常緑果樹研究室及び特産果樹研究室並びに」を削り、同項を同表 66 の項とし、同表中 64 の項を 65 の項とし、63 の項を 64 の項とし、62 の項を 63 の項とし、同表 61 の項中「63 の項」を「64 の項」に改め、同項を同表 62 の項とし、同表中 60 の項を 61 の項とし、59 の項を 60 の項とし、同表 58 の項中「60 の項、68 の項及び 69 の項」を「61 の項、69 の項及び 70 の項」に改め、同項を 59 の項とし、同表中 57 の項を 58 の項とし、52 の項から 56 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 51 の項中「危機管理課、災害対策課」を「危機管理防災課」に改め、同項を同表 52 の項とし、同表中 50 の項を 51 の項とし、49 の項を 50 の項とし、同表 48 の項中「50 の項」を「51 の項」に改め、同項を同表 49 の項とし、同表 47 の項を同表 48 の項とし、同表 46 の項中「4 の項」を「5 の項」に改め、同項を同表 47 の項とし、同表中 45 の項を 46 の項とし、42 の項から 44 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 41 の項中「4 の項」を「5 の項」に改め、同項を同表 42 の項とし、同表 40 の項を同表 41 の項とし、同表 39 の項中「40 の項」を「41 の項」に改め、同項を同表 40 の項とし、同表中 38 の項を 39 の項とし、37 の項を 38

の項とし、同表36の項中「38の項」を「39の項」に改め、同項を同表37の項とし、同表中35の項を36の項とし、26の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、同表25の項中「18の項」を「19の項」に改め、同項を同表26の項とし、同表中24の項を25の項とし、14の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、同表13の項中「14の項」を「15の項」に改め、同項を同表14の項とし、同表中12の項を13の項とし、7の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、同表6の項中「7の項から9の項」を「8の項から10の項」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項中「4の項」を「5の項」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4 自然保護課に勤務し、現場業務に従事する技術職員	作業服（上下）	2 着	3 年
		1 着	1.5年
	半長靴	1 足	3 年
	外とう	1 着	6 年

別表第1中73の項を74の項とし、同表72の項中「73の項」を「74の項」に改め、同項を同表73の項とし、同表中71の項を72の項とし、70の項を71の項とし、同表69の項中「68の項」を「69の項」に改め、同項を同表70の項とし、同表68の項を同表69の項とし、同表67の項中「65の項及び66の項」を「66の項及び67の項」に改め、同項を同表68の項とし、同項の前に次のように加える。

67 農業開発総合センター茶業部に勤務し、専ら農作業に従事する技術補佐員	作業服（上）	2 着	1 年
	作業服（下）	3 着	1 年
	雨衣	1 着	1.5年
	防寒帽又は作業帽	2 個 (防寒帽は1個)	2 年
	安全靴	1 足	4 年
	ゴム長靴又は作業靴	2 足 (ゴム長靴は1足)	1 年

別表第2の25の項中「果樹・花き部常緑果樹研究室、同部特産果樹研究室及び」を削り、同表26の項を次のように改める。

26 農業開発総合センター茶業部に勤務し、専ら農作業に従事する技術補助員	作業服（上）	2 着	1 年
	作業服（下）	3 着	1 年
	雨衣	1 着	2 年
	防寒帽又は作業帽	2 個 (防寒帽は1個)	2.5年
	安全靴	1 足	5 年
	ゴム長靴又は作業靴	2 足 (ゴム長靴は1足)	1 年

別表第2の28の項中「果樹・花き部常緑果樹研究室、同部特産果樹研究室及び」を削り、同表29の項を次のように改める。

29 農業開発総合センター茶業部に勤務し、専ら農作業に従事する補助作業員	作業服（上）	2 着	1 年
	作業服（下）	3 着	1 年
	雨衣	1 着	3 年
	防寒帽又は作業帽	2 個 (防寒	3 年

	帽は 1 個)	
安全靴	1 足	7 年
ゴム長靴又は作業靴	2 足 (ゴム長靴は 1 足)	1 年

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 35 号

鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則（昭和 35 年鹿児島県規則第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「危機管理防災局危機管理課」を「危機管理防災局危機管理防災課」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第 7 号

鹿児島県公印規程及び鹿児島県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県公印規程及び鹿児島県公文書管理規程の一部を改正する訓令

(鹿児島県公印規程の一部改正)

第 1 条 鹿児島県公印規程（昭和 27 年鹿児島県訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「危機管理課」を「危機管理防災課」に改める。

(鹿児島県公文書管理規程の一部改正)

第 2 条 鹿児島県公文書管理規程（令和 6 年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「総合政策課 | 総政 |」を

「 | 総合政策課 | 総政 | に、  
| 国際戦略課 | 国戦 | 」

「 | P R 観光課 | P R 観 | を  
| 国際交流課 | 国交 | 」

「 | P R 観光課 | P R 観 | に、

「 | 危機管理課 | 危管 | を  
| 災害対策課 | 災対 | 」

「 | 危機管理防災課 | 危 防 | 」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**鹿児島県災害対策本部長訓令第 2 号**

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県災害対策本部長  
鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県災害対策本部規程（昭和38年鹿児島県災害対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第21条第 3 項中「危機管理課長，災害対策課長」を「危機管理防災課長」に，「危機管理課又は災害対策課」を「危機管理防災課」に改める。

別記第 2 号様式中「危機管理課」を「危機管理防災課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**鹿児島県訓令第 3 号**  
**鹿児島県教育委員会**

鹿児島県訓令の読点の表記を改める規程を次のように定める。  
鹿児島県教育委員会

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一  
鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県訓令の読点の表記を改める規程  
鹿児島県教育委員会

この訓令の施行の際現に制定されている鹿児島県訓令において読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**告 示**

**鹿児島県告示第244号**

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち，報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

表総合政策部の部を削り，同表保健福祉部の部後期高齢者医療制度専門員の項中「437,000円」を「445,000円」に改め，同項の次に次のように加える。

国民健康・栄養調査員	日額 8,700円以内
------------	-------------

表各部・各種委員会共通の部嘱託医の項の次に次のように加える。

統計調査員	日額 9,590円以内
-------	-------------

**鹿児島県告示第245号**

令和 4 年 3 月 29 日鹿児島県告示第329号（会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協

議して定める額)の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

本則の 1 のアの表総務部の部受付等業務補助員の項の次に次のように加える。

学校法人等事務補助員	1 級	23号給
------------	-----	------

本則の 1 のアの表総務部の部公印管理補助員の項を次のように改める。

公印・公文書管理補助員	1 級	23号給
-------------	-----	------

本則の 1 のアの表総務部の部公報編集員の項の次に次のように加える。

私学助成事務補助員	1 級	23号給
-----------	-----	------

本則の 1 のアの表総務部の部私立学校事務補助員の項を削り、同部文書管理補助員の項を次のように改める。

ふるさと交流推進専門員	1 級	37号給
-------------	-----	------

本則の 1 のアの表総合政策部の部に次のように加える。

国際行政事務補助員	2 級	21号給
-----------	-----	------

本則の 1 のアの表観光・文化スポーツ部の部国際行政事務補助員の項を削り、同表保健福祉部の部食肉衛生検査補助員の項の次に次のように加える。

追加給付支援員	1 級	23号給
---------	-----	------

本則の 1 のアの表土木部の部建設業審査事務員の項の前に次のように加える。

建設業指導監督補助員	1 級	37号給
------------	-----	------

本則の 2 の表観光・文化スポーツ部の部を削り、同表保健福祉部の部の前に次のように加える。

総合政策部	国際交流員	月額 380,000円以内
観光・文化スポーツ部	観光企画分析アドバイザー	1 時間につき 3,600円
環境林務部	奄美世界自然遺産ナッジアドバイザー	1 時間につき 3,600円

本則の 2 の表保健福祉部の部非常勤医師の項中「18時間」を「8 時間を超え 28 時間」に改め、同表商工労働水産部の部知的財産活用推進員の項の次に次のように加える。

販路拡大・輸出促進コーディネーター	1 時間につき 3,600円
-------------------	----------------

本則の 2 の表農政部の部家畜防疫指導員の項の次に次のように加える。

県産品ブランディングコーディネーター	1 時間につき 3,600円
--------------------	----------------

#### 鹿児島県告示第 246 号

令和 2 年 3 月 31 日鹿児島県告示第 382 号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、北薩地域振興局総務企画部出水市駐在機関は、令和 8 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第 247 号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

駐在機関名	駐在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
北薩地域振興局総務企画部さつま町駐在機関	さつま町役場内	地域振興に関する事務	令和 8 年 4 月 1 日
大隅地域振興局総務企画部肝付町駐在機関	肝付町役場内	地域振興に関する事務	令和 8 年 4 月 1 日

## 鹿児島県告示第248号

医師の駐在機関を次のとおり設置する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
医師・看護人材課鹿屋市 駐在機関	県民健康プラザ鹿 屋医療センター内	診療に関する事務	令和 8 年 4 月 1 日